



2024年10月1日

各 位

会 社 名 タキロンシーアイ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 福田 祐士
(コード番号 4215 東証プライム市場)
問 合 せ 先 人事総務部長 内田 達也
(TEL. 03-6711-3700)

臨時株主総会開催の中止及び基準日の取消しに関するお知らせ

2024年8月26日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」のとおり、当社の支配株主（親会社）である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）が100%を出資する合同会社API（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、伊藤忠商事、公開買付者及び伊藤忠商事の完全子会社である伊藤忠商事プラスチック株式会社（総称して以下「公開買付者ら」といいます。）の保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者らは会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことであったため、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定しておりました。

しかしながら、2024年9月19日付「親会社である伊藤忠商事株式会社の子会社である合同会社APIによる当社株式に対する公開買付けの結果及び主要株主の異動に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの結果、公開買付者らの所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、本日、伊藤忠商事から会社法第179条第1項に基づく株式売渡請求に係る通知を受け、当社は当該株式売渡請求を承認したことから、本臨時株主総会は開催せず、上記基準日につきましても取り消すことといたしました。当該株式売渡請求の詳細については、当社が本日公表した「伊藤忠商事株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

以上